

復興整備計画

檜葉町・福島県

平成25年11月29日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

檜葉町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- 地震・津波災害と原子力災害を克服し、より健康で暮らしやすい、新しい檜葉の礎をつくる。
～住む人すべてが安心して健康に暮らす、先進モデルの町を目指して～
- ① 安心して暮らしやすい移転先の確保を図る。
 - ・津波被災者の意向を尊重し、かつ従来の地域コミュニティを維持しながら適地に防災集団移転促進事業や災害公営住宅などの整備を進め、居住の確保と定住化に努める。
- ② 津波防災地域づくりの総合的推進を図る。
 - ・安全と安心を第一とし、景観等にも十分配慮しながら多重防御を基本とした防潮堤や海岸防災林等の津波防御施設の整備により適切な防災・減災対策を図り、かつ避難道路の整備やハザードマップの作成などハードとソフトの施策の組み合わせにより住民の生命と財産を守る。
- ③ コンパクトなまちづくりを目指す。
 - ・原発事故による全町避難からの早期帰還を目指すとともに、高齢化や人口減少を見据え、高齢者や子ども、女性、障がい者などに配慮したコンパクトなまちづくりを進める。
- ④ 新規人口の受け皿づくりとしての土地利用に取り組む。
 - ・双葉郡の町村には、放射線量が高く、すぐには帰還困難な地域があることから、他町村被災者の受け皿づくりや仮役場の機能確保に有効な土地の利用を講じる。
- ⑤ 被災原子力発電所近接ゾーンとしての土地利用を進める。
 - ・放射性廃棄物の中間保管庫の動向を注視しつつ、除染作業や廃炉作業の推進並びに緩衝ゾーンのための計画的土地利用に加え、今回の災害教訓を踏まえ、地震津波災害は無論のこと廃炉作業等に係る緊急事態を想定した多角的な土地利用を講じる。
- ⑥ 地域産業の再生と新たな産業の創出のための土地利用に取り組む。
 - ・農業を基幹産業とした中山間地域であることから、農地の復旧と農業の復興を最優先に取り組む。
 - ・避難指示が解除されるまでの間、まちづくり会社による農地保全を検討し、住民が帰還後、速やかに耕作再開できるよう準備を整える。
 - ・被害が甚大または長期避難等により営農の再開が困難な箇所については、農地の再編等を行い、農家の生活向上に資する新たな産業の創出に取り組む。
 - ・地域の産業回復に向けて、企業の帰還と新たな産業育成を図り、雇用の場の確保のための土地利用に取り組む。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ① 「災害に強い地域づくり」の観点から、津波による災害の危険が著しい区域については、災害危険区域の指定により原則非可住地とする。津波被害者に対し浸水区域外の安全な内陸部に宅地を整備し防災集団移転を推進する。
- ② 海岸部は防潮堤の再整備を行い、その内側に津波被害の減災にも資する海岸防災林を整備する。また防潮堤の高上げに併せて河川堤防の整備を行う。
- ③ 津波被害を受けた農地は、災害復旧事業により農地の再生を行う。
- ④ 防災集団移転元地の宅地及び農地の一部については、海岸防災林、道路の高上げ、新たな産業施設等の用地として、町復興計画の土地利用方針に沿って有効活用を図り、広域道路網の充実と地域活性化や交流促進を図る。
- ⑤ 原子力発電所に隣接する地域については、新たな産業技術を集積し、住民の雇用の場確保を図る。

- ⑥ 避難道路等の町内道路整備を促進するとともに、常磐自動車道の（仮称）櫛葉復興IC及び緊急開口部の整備、JR常磐線の再開通及び竜田駅東口駐車場整備を図る。
- ⑦ 今後の複合かつ広域的な「防災・減災」対策として、安全かつ交通の利便性の高い場所に都市防災エリアの設置を図る。
 - 復興整備事業の概ねの区域を表示した1/20,000地形図（別添のとおり）。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 宅地：従来のコミュニティ確保及びコンパクトな市街地形成の観点から、「コミュニケーションと共助」・「ゆとりと健康」・「防災と災害対応力」に配慮した施設・空間を備えた、沿岸集落の集団移転先の住宅団地及び災害公営住宅の住宅団地を整備する。
- ② 農地：災害復旧として、農地の原形復旧及びガレキ処理を行い、避難指示解除に伴う営農再開に備える。なお、長期避難により耕作放棄地の増大が予測されることから、植物工場や再生可能エネルギー産業など新たな営農の形態、土地利活用についても検討を行っていく。
- ③ 海岸防災林：従前のT.P6.2mからT.P8.7mに嵩上げ整備する防潮堤に併せ、今後の津波発生時の減災に資するよう林帯幅150～250m程度を基本として整備を行う。その際、土盛り部分に災害ガレキ等の活用を検討する。また、河口部分の河川堤防についても防潮堤に合わせて嵩上げ整備を行う。
- ④ 道路・鉄道：避難道路の整備や常磐自動車道への復興IC設置、JR鉄道再開通に伴うJR竜田駅東口パーク&ライド機能整備など交通ネットワークの構築を図る。
- ⑤ 都市防災施設：町南端部の工業団地やJヴィレッジなどが存する区域を都市防災エリアに位置づけ、オフサイトセンターと連携した防災・医療・教育・観光等多機能拠点施設の整備と廃炉産業などの企業集積を図る。また、JR竜田駅周辺には廃炉や除染事業の最前線基地として、作業員宿舎や事業所用地など土地区画整備を行い、事業を後押しすることにより、町復興の加速化と帰町住民の安全確保を図る。
- ⑥ 造成宅地滑動崩落緊急対策：地震の滑動や崩落により被害を受けた中満住宅団地について、一部農地を利用し滑動崩落防止緊急対策を行い、造成団地の住環境回復と隣接する町道等公共施設の保全を図る。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		

(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業	A 地区	事業名称：造成宅地滑動崩落緊急対策事業 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	B 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業〔(仮称)一ツ屋団地（檜葉南小学校周辺地区内）〕 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成25年度～平成26年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理 番号	事業区分	図 記 面 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1							
2							
3							

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画事業 の認可等	第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	造成宅地滑動崩 落緊急対策事業	A地区		○			○						
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の
開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進
に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・本町の主な基幹産業である農業は津波被害により、約145haの農用地が浸水し、地盤沈下や農業施設の甚大な被害を受け、また町内全域においても地震により農業施設が損壊していることから、津波被災農地のガレキ・ヘドロ除去対策、町内全域の農道・ため池・用排水路等の基盤施設復旧対策、排水機場の復旧対策を推進し、農用地の復旧復興を図る。
- ・町内全域、原子力災害を被ったことから、除染実施計画に基づき、国・県・関係機関と連携して、安全な農地の復旧を推進し、安全安心な農作物の再生産の実現を図る。
- ・震災の影響により、農地復旧に時間を要することや風評被害に対応し、引き続き水稻を中心とした土地利用型農業の振興を図る。
- ・基幹農業者や農業組織体への農地の集積により大規模水田農業の実現を図るとともに、農業法人や集落営農等の営農組織体の設立を促進、育成を支援し、農業経営体の基盤強化を図る。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・津波の被害を受けた波倉、下井出、北田、前原、山田浜地区の農地(約145ha)については、ガレキ・ヘドロ除去対策により復旧し、町内全域の農道や用排水路、畦畔が損壊した水田については、基盤施設整備により原形復旧し、早急な農業の復興と生産性の高い営農を実現する。
なお、防災集団移転元地の介在農地も含めて、沿岸部や集落周辺に散在する小規模な農地については、今後、復興計画の推進に合わせ復旧または適切な土地利用を検討していく。また、地盤沈下の状況が著しい箇所もあるため、整備の方策も含め協議を重ねていく。
- ・山田川河口の排水機場の復旧工事や損壊したため池復旧工事を推進する。なお、排水機場の位置及び規格については沿岸部の津波防御施設に合わせて計画する。
- ・原子力災害による町全域の農地除染（反転耕・表土除去等）を行い、従来の農山村環境を取り戻し、安全・安心の農産物の生産・出荷の再開を目指す。
- ・震災の影響により避難からすぐに帰還しない農業者が想定されることから、これからの地域農業を支えていく意欲のある担い手への農地集積や育成を進め、農業法人の設立を促し、農地の保全や農業文化の継承、収益性の高い農業を展開する。
- ・長期放置または津波により流出した耕作機械など、農業再開に関する経済的負担の低減を図るため、農業用機械を準備し、被災した農業者で構成する農業法人へ貸与することで、地域の意欲ある経営体の育成・確保及びいち早い経営再開を総合的に支援する。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・津波浸水区域を始めとした町内被災農地(約145ha)について、災害復旧事業を行い、震災前と同様の面積での農業生産基盤を確保し、早急な農業の復旧・復興を実現する。
- ・避難からすぐに帰還しない農業者や放射性物質の影響により耕作を見合わせる農地が多くなることが想定されることから、農業委員会と協力し、意欲のある担い手への農地集積や育成、農業経営体制支援により、効率的かつ持続的な農業を実現し、耕作放棄地の発生を防いで優良農地の確保と農業生産性の向

<p>上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波被災者の集団移転や放射性物質の比較的高線量地域からの移転先の住宅用地等への農地転用は、地域コミュニティの維持とコンパクトなまちづくりを行うために必要最小限度とする。
<p>② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水区域も含めて、被災農地は復旧・復興を基本とし、再整備した農地は震災前と同じように水稻を中心とした作付けを行うが、甚大な被害を受けた沿岸部の農地は植物工場の誘致や浜通りの温暖な気候を活かした花卉など収益性の高い施設園芸の導入を検討する。 防災集団移転など新たな住宅地の整備箇所については、農用地を含む場合、地域農業に極力影響がないよう配慮することを前提として、被災者の集団移転先の意向とコンパクトタウンの形成を考慮する。 防災集団移転させる住宅地と隣接していた農用地（約4.0ha）も含めた跡地利用については、復興まちづくり計画の土地利用方針に沿って、津波被害を軽減するための堤防の嵩上げや海岸防災林、減災の役割も担う避難道路の整備、新たな農業施策とした植物工場などに有効活用する。なお、施設整備にあたっては、周囲の農地の利用に影響がないよう十分配慮する。
<p>③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況</p>
<p>別紙様式のとおり</p>

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

--

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A地区	中満地区	造成宅地滑動崩 落緊急対策事業	住宅地	2.6ha	0.3ha	0.3ha	0.3ha	檜葉町	H25～26		非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	
計				2.6ha	0.3ha	0.3ha	0.3ha					

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。
 なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：A地区（中満地区）「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (A地区)	県営ほ場 整備事業	北田	福島県	23.6ha	平成4 ～平成10	0.3ha 用排水路 パイプライン 暗渠排水	完了	補助	当該予定地は、今時地震により滑動崩落が生じた造成宅地に隣接する農地である。当事業は住宅団地及び隣接する町道等公共施設の保全を早急に実施するもので、保全対策工法として造成盛土を押さえるための押え盛土用地として必要やむを得ない事情である。 当事業を実施することに関しては、檜葉町農業委員会（H25.10）並びに檜葉町土地改良区（H25.10）と調整済み。
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>・既存農業施設は事業地外の所定の位置に原形に復して移設し、機能を補償する計画となっている。押え盛土の設置については、現況盛土の増設であり、南側に位置していないことから日照上の影響がない計画となっている。敷地内の排水処理についても排水流量計算により既存の流下用排水路に影響のないよう防災対策を講じる。敷地外周は道路及び水路で囲み農地に直接隣接する箇所がないように計画する。建設する住宅は低層であり、また敷地境界から日照上の影響がない距離をとるよう計画する。敷地内の排水処理についても排水流量計算により既存の流下排水路に影響のないよう防災対策を講じる。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>・当該事業が完了した後、速やかに農用地利用計画の変更を実施する。</p>									

（注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

（2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

（3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

（4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

（5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

（6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。